

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社 T. S. I

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が、法令、定款及び社内諸規則並びに社会倫理を遵守するための規範として「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス委員会規程」を制定し、全取締役、全監査役及び使用人に周知するとともに、監査役監査の実施にあたって、「監査役監査基準」とともに準拠すべき規範とします。
- ロ. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程(職務権限明細表)」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行します。
- ハ. コンプライアンスの状況について、代表取締役社長及び代表取締役社長より指名されたリスク・コンプライアンス委員、各部門のリスク担当者が、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて他の取締役及び監査役に対し報告を行います。リスク担当者又はリスク・コンプライアンス委員は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
- ニ. リスク・コンプライアンスに関する教育研修を適宜開催するとともに、当社における業務執行・判断は常にコンプライアンス意識を保持したうえで行うべきことを常に意識するよう徹底します。
- ホ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の職務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果及び評価を代表取締役社長及び監査役に報告します。また、社内で発生する法令違反や、法解釈上疑義のある行為等についての情報収集体制として内部通報制度を構築し、社長室を内部相談窓口、社外の弁護士を外部相談窓口として設置します。社外からの通報についても、社長室を窓口として定め、適切に対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る議事録、記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理します。
- ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報その他の情報管理、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとします。
- ロ. 「リスク・コンプライアンス委員会規程」にて日常的リスク管理体制及び緊急時のリスク対応の方針及び手順を定めます。具体的には、リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク管理の方針、発生時の対応、それらに対する役員及び従業員への周知について協議します。また取締役管理部長がリスク・コンプライアンス委員会の決定及び総括責任者の指示の下、リスク情報の収集・管理及び対応を行うこととし、全社的に対応又は共有すべきリスク情報について各部門責任者より取締役管理部長及び監査役に対し報告を行います。

各部門固有のリスクへの対応に対しては、それぞれの部門にて、研修の実施、対応フロー（マニュアル）の作成・配布及びOJT等を行うものとします。

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は管理部が行うものとし、緊急時には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律顧問等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害拡大を防止する体制を整えます。
- ハ. 内部監査室は、必要に応じて各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとします。また、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行います。各部門においては、その目標達成に向けた自部門の行動計画の具体策を立案・実行します。
- ロ. 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行します。
- ハ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限及び責任範囲の明確化を図ることで、迅速かつ効率的に職務を執行します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行います。
- ロ. 子会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じて当社の取締役もしくは使用人が子会社の取締役もしくは監査役を兼任し、又は、当社の監査役が子会社の監査役を兼任するものとし、取締役は当該子会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該子会社取締役の職務執行を監査します。
- ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の業務執行状況の監査や指導を行うものとし、当社代表取締役社長は内部監査室からの報告に基づき、又は、当社及び子会社の監査役からの指示に基づき、必要に応じて子会社に対して業務執行状況についての必要な指導・改善指示を行うものとし、

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、代表取締役社長に対して、自らの監査業務を補助すべき使用人を指名することができます。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人はその職務に関して、原則として取締役及び部門長の指揮命令を受けないものとし、
- ロ. 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役と取締役との協議によって定めます。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとします。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容の報告その他監査役が監査を実施するために必要な情報を収集できる体制を整備し、監査役の情報

収集・交換が適切に行えるよう協力します。

ハ. 取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならないこととします。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記⑧の報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は取締役会へ出席し、必要な場合には意見を述べるものとします。また、社長定例報告会やその他の重要な会議に出席し、法令及び定款・社内諸規則並びに企業倫理・コンプライアンスの観点から必要な意見を述べなければならないものとします。

ロ. 取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

ハ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査室又は会計監査人による監査に立ち会うものとします。

二. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律顧問に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携をとることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するため、定例取締役会及び定例監査役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会及び臨時監査役会を開催し、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。また、日常的な統制活動として内部監査室による業務監査が、概ね全拠点に対して実施され、日常業務の適正性の確保が図られています。

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、当事業年度は16回開催されまし

た。取締役会では、各取締役の職務の執行状況が報告されるとともに、経営上の重要事項について協議及び意思決定がなされております。また、全ての監査役が当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、取締役の職務執行及び意思決定に関し、必要に応じて意見を述べております。

当社は2020年3月より監査役会設置会社となっており、監査役会の構成員3名は全て社外監査役であります。当事業年度において監査役会は14回開催され、全監査役がその全てに出席しております。監査役会では常勤監査役が監査計画に基づき実施した監査について説明を行い、その内容及び結果について協議し、業務の適法性確保の観点から協議・意見交換を行っております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき全ての拠点について内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告するとともに監査役及び会計監査人とも情報交換を行い、監査の有効性と効率性向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	378,178	279,978	674,260	△21,418	1,310,997	1,310,997
会計方針の変更による累積的影響額			17,599		17,599	17,599
会計方針の変更を反映した当期首残高	378,178	279,978	691,859	△21,418	1,328,597	1,328,597
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益			81,970		81,970	81,970
自己株式の処分		△2,396		6,641	4,244	4,244
自己株式処分差損の振替		2,396	△2,396		-	-
当期変動額合計	-	-	79,574	6,641	86,215	86,215
当 期 末 残 高	378,178	279,978	771,434	△14,777	1,414,813	1,414,813

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 1社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 株式会社北山住宅販売

② 非連結子会社の状況

非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

 未成工事支出金

 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～50年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員（年俸制移行者は除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 介護事業

介護事業においては、介護・看護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っております。サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業

不動産事業においては、主にサービス付き高齢者向け住宅の設計・建築及び不動産の販売を行っております。

当該請負工事契約については、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、請負工事契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

設計契約については、建築物に係る設計及び建築確認済証の取得を行う義務を負っております。当該履行義務は、設計業務が完了し、所轄の地方自治体又は指定確認検査機関より建築確認済証を取得する一時点で充足されるものであり、当該建築確認済証を取得した時点において収益を計上しております。

不動産の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡を行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、原則当連結会計年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等のうち、当社グループ建築物件等に係るものは個々の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。また、それ以外のものは投資その他の資産の「その他」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する事項

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

（固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更）

当社グループにおける固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っておりましたが、当連結会計年度より当社グループ建築物件等に係る控除対象外消費税等については、個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。この変更は、当社グループ建築物件について、オーナーチェンジによる販売から、当社グループ保有へ方針を変更としたことに伴い、固定資産の利用実態をより適切に連結計算書類に反映させるために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は、17,599千円増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当 連 結 会 計 年 度
有 形 固 定 資 産	3,755,715千円
減 損 損 失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算出方法

当社グループは、主として拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。各拠点の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みの拠点について、減損の兆候を識別しております。

当社グループの固定資産の減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が識別された各拠点の将来キャッシュ・フローを見積もっております。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合において、回収可能価額が帳簿価額を下回るときは、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当連結会計年度において、有形固定資産に係る減損損失の計上はありませんでした。

ロ. 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額について、取締役会で承認された事業計画に基づいて算定しており、当該事業計画には、過去実績をもとに算出した拠点の稼働率及び利用平均単価を考慮した将来の売上高を主要な仮定として考慮しております。

ハ. 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物	1,641,805千円
土 地	1,057,256
計	2,699,062

② 担保付債務は、次のとおりであります。

短 期 借 入 金	221,000千円
長 期 借 入 金	3,056,604
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	3,277,604

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 621,881千円

(3) 保証債務

当社は、介護福祉士の修学のために社会福祉協議会の奨学金制度を利用する留学生について、その債務を連帯保証しております。 3,280千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減価償却費

当連結会計年度の営業外費用に計上した減価償却費の内容は、当社グループの拠点が本稼働する前の費用であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,533,100株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は行っておりません。
 - ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金及び未収入金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である工事未払金、買掛金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であります。
短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は、営業及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の流動性リスクに晒されております。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスクの管理
当社グループは、営業債権について、経理規程に基づき、各担当部が顧客及び取引先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。
 - ロ. 市場リスクの管理
当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況、金融情勢及び借入金残高を勘案することにより管理しております。
 - ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理
当社グループは、経理規程及び予算管理規程に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	3,127,449	3,091,518	△35,931

(注) 現金及び預金、売掛金及び契約資産、未収入金、工事未払金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	-	3,091,518	-	3,091,518

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算出しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	介護事業	不動産事業	
一時点で認識する収益	4,823,218	8,208	4,831,426
一定期間にわたって認識する収益	-	54,785	54,785
顧客との契約から生じる収益	4,823,218	62,993	4,886,212
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	4,823,218	62,993	4,886,212

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	410,934
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	509,295
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	149,497
契約負債（期末残高）	190,461

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事の完成・引渡に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に役務の提供を行ったときに収益を認識する顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、149,497千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 930円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 53円98銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、固定資産の取得に関して決議致しました。

1. 取得の理由

連結子会社である株式会社北山住宅販売において、サービス付き高齢者向け住宅を新規開設するにあたって、当該施設を新たに建設するものであります。

2. 取得資産の内容

- (1) 取得資産 : 土地及び建物
- (2) 所在地 : 愛知県一宮市
- (3) 取得資産の概要 : サービス付き高齢者向け住宅（土地・建物）全50室（予定）
- (4) 取得価額 : 約422百万円（予定）
- (5) 資金計画 : 自己資金及び金融機関からの借入等

3. 取得の日程

取締役会決議日 2026年1月16日
契約締結日 2026年1月30日
物件引渡期日 2026年5月30日(予定)

※物件取得後、建設工事を予定しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
					固 定 資 産 圧縮積立金	繰 越 利益剰余金				
当 期 首 残 高	378,178	279,978	-	279,978	8,455	411,369	419,824	△21,418	1,056,562	1,056,562
会計方針の変更による累積的影響額						5,881	5,881		5,881	5,881
会計方針の変更を反映した当期首残高	378,178	279,978	-	279,978	8,455	417,250	425,706	△21,418	1,062,443	1,062,443
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△455	455	-		-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額					△97	97	-		-	-
当 期 純 利 益						73,567	73,567		73,567	73,567
自己株式の処分			△2,396	△2,396				6,641	4,244	4,244
自己株式処分差損の振替			2,396	2,396		△2,396	△2,396		-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△552	71,722	71,170	6,641	77,812	77,812
当 期 末 残 高	378,178	279,978	-	279,978	7,903	488,973	496,876	△14,777	1,140,255	1,140,255

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～22年
構築物	10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 長期前払費用
均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員（年俸制移行者は除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

介護・看護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っております。サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、原則当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等のうち、当社グループ建築物に係るものは個々の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。また、それ以外のものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する事項

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更）

当社グループにおける固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っていましたが、当事業年度より当社グループ建築物等に係る控除対象外消費税等については、個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。この変更は、当社グループ建築物について、オーナーチェンジによる販売から、当社グループ保有へ方針を変更としたことに伴い、固定資産の利用実態をより適切に計算書類に反映させるために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当事業年度の利益剰余金の期首残高は、5,881千円増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物 99,466千円

② 担保に係る債務

長期借入金 134,600千円

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 131,660千円

(3) 関係会社に対する金銭債権 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 198千円

(4) 保証債務

① 当社は、介護福祉士の修学のために社会福祉協議会の奨学金制度を利用する留学生について、その債務を連帯保証しております。 3,280千円

② 子会社の金融機関からの借入に対し、連帯保証しております。

株式会社北山住宅販売 550,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

仕入高 155,777千円

販売費及び一般管理費 10,570千円

② 営業取引以外の取引高 3,360千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	12,456株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,242千円
賞与引当金	7,547千円
資産除去債務	1,825千円
株式報酬費用	5,334千円
その他	456千円
繰延税金資産小計	21,406千円
評価性引当額	△456千円
繰延税金資産合計	20,950千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△3,613千円
資産除去債務に対応する資産	△1,442千円
会計方針の変更による累積的影響額	△3,402千円
繰延税金負債合計	△8,458千円
繰延税金資産の純額	12,491千円

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社は「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産及び評価性引当額を計上しております。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ソフトウェアの一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 北山住宅販売	所有 直接 100.0%	不動産賃借 業務委託契約の締結 ソフトウェア賃借 資金の貸付 役員兼任 債務の保証	事務所の賃借等 (注) 1. 4	150,432	前払費用	1,217
				業務委託料収入 (注) 2. 4	3,360	未収入金	198
				ソフトウェアの賃借 (注) 2. 4	9,945	未払費用	2,381
				業務委託費 (注) 2. 4	4,170	-	-
				設備管理業務委託 (注) 2. 4	1,800	-	-
				資金の貸付 (注) 3	200,000	関係会社短期 貸付金	200,000
				債務保証 (注) 5	550,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事務所の賃借料については、市場価格に基づき、交渉の上、決定しております。
 2. 取引条件については、業務内容を勘案して、両者協議の上、決定しております。
 3. 資金の貸付については、担保の受入は行っておりません。
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 5. 金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。
 なお、保証料の授受は行っておりません。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 749円85銭
 (2) 1株当たり当期純利益 48円45銭